

令和5年3月那須塩原市議会定例会議付議事件

議案番号	件名	主管
<p>議案第50号 議案第51号 議案第52号</p>	<p>令和4年度那須塩原市一般会計補正予算（第12号） 損害賠償の額の決定及び和解について 損害賠償の額の決定及び和解について</p>	<p>総務部 産業観光部 産業観光部</p>

議案 第50号

令和4年度那須塩原市一般会計補正予算（第12号）

令和4年度那須塩原市一般会計補正予算（第12号）を別冊のとおり提出する。

令和5年 2月28日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

議案 第51号

損害賠償の額の決定及び和解について

次の損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年 2月28日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

1 事案の概要

那須高林産業団地の分譲済み区画において発生した地中障害物によって工事費用増額等の損害を与えたもの

2 損害賠償の額 72,215,000円

3 和解の内容

- (1) 市は、相手方に対し、損害賠償金の支払義務があることを認め、市議会の議決後に相手方請求書を受領した日から30日以内に指定の口座へ振り込む。
- (2) 市及び相手方は、本件に関し、損害賠償金以外に何らの債権債務のないことを確認し、互いに何らの請求をしない。

4 相手方 ○○○○
○○○○

議案 第52号

損害賠償の額の決定及び和解について

次の損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年 2月28日提出

那須塩原市長 渡辺 美知太郎

1 事案の概要

那須高林産業団地の分譲済み区画において発生した地中障害物によって工事費用増額等の損害を与えたもの

2 損害賠償の額 46,343,000円

3 和解の内容

- (1) 市は、相手方に対し、損害賠償金の支払義務があることを認め、市議会の議決後に相手方請求書を受領した日から30日以内に指定の口座へ振り込む。
- (2) 市及び相手方は、本件に関し、損害賠償金以外に何らの債権債務のないことを確認し、互いに何らの請求をしない。

4 相手方 ○○○○
○○○○